

判決年月日	平成 2 6 年 1 0 月 9 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成25年（行ケ）第10347号		
発明の名称を「水晶ユニットの製造方法」とする特許第 4 4 5 3 0 1 7 号の無効審判請求不成立審決について、本件訂正発明の進歩性を認めた審決の判断には誤りがあるとして審決を取り消した事案。			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

- 1 審決は、本件訂正発明と引用発明である公用製造方法（出願基準日前に公用された物件が具備する水晶発振器から一義的に導き出せる工程を具備する製造方法）との間には、相違点 1 及び 2 があり、いずれも容易想到ではないと判断した。
- 2 本判決は、要旨以下のとおり判示して、審決の判断は誤りであると判断した。

(1) 相違点 1 について

審決が認定した相違点 1 は、「本件訂正発明は、「前記基本波モード振動のフィガーオブメリット M_1 が、前記 2 次高調波モード振動のフィガーオブメリット M_2 より大きくなるように、音叉形状と溝と電極の寸法を決定する工程」を含んでいるのに対して、公用製造方法は、「音叉形状と溝と電極の寸法を決定する工程」及び「前記音叉型屈曲水晶振動子は基本波モード振動と 2 次高調波モード振動を備え、前記基本波モード振動のフィガーオブメリット M_1 が、前記 2 次高調波モード振動のフィガーオブメリット M_2 より大きくなる工程」を含んでいるものの、「前記音叉型屈曲水晶振動子は基本波モード振動と 2 次高調波モード振動を備え、前記基本波モード振動のフィガーオブメリット M_1 が、前記 2 次高調波モード振動のフィガーオブメリット M_2 より大きくなるように、音叉形状と溝と電極の寸法を決定」するか否かは特定されていない点。」というものである。

しかし、本件訂正発明の「・・・ M_1 が、・・・ M_2 より大きくなるように、音叉形状と溝と電極の寸法を決定する工程」とは、「 $M_1 > M_2$ という結果を得るべく、音叉形状と溝と電極の寸法を決定する工程」の意味であることが、特許請求の範囲の記載から一義的に明確であり、技術常識に照らせば、公用製造方法も、本件訂正発明と同様に、「 $M_1 > M_2$ という結果を得るべく、音叉形状と溝と電極の寸法を決定する工程」を有しているものと認められる。したがって、審決が認定した相違点 1 は存在しない。

(2) 相違点 2 について

審決が認定した相違点 2 は、「本件訂正発明は、第 1 音叉腕と第 2 音叉腕の各音叉腕の上面と下面の各々に形成する溝が、「中立線の両側に、前記中立線を含めた部分幅は 0. 0 5 mm より小さ」い溝であるのに対して、公用製造方法は、このような特

定がない溝である点。」というものである。

公用製造方法において、1本の溝を2本の溝とすること、及び、部分幅の寸法を0.05mmより小さくすることは、いずれも当業者が容易に設計し得る事項にすぎないから、公用製造方法において、本件訂正発明の相違点2に係る構成とすることは、当業者が容易に想到し得たものである。